

青森県准看護師試験受験資格認定要領

第1 目的

この要領は、青森県における保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第4号及び同法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第32条の規定に基づく准看護師試験の受験資格認定に関する基準等について、具体的要件等を定める。

第2 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を取得した者で青森県准看護師試験の受験資格を得ようとするもの。ただし、保健師助産師看護師法第21条第5号により厚生労働大臣から看護師国家試験受験資格認定を得たものを除く。

第3 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の准看護師学校養成所を卒業した者と同様以上であるか否かについて、第4に掲げる認定基準に基づき審査を行う。

第4 認定基準

以下の（1）から（7）までの認定基準を満たした者に対し青森県准看護師試験受験資格認定を行う。

（1）外国看護師学校養成所の修業年限

ア）外国看護師学校養成所の入学資格

中学校卒業以上（修業年限9年以上）、又は同等と認められる者

イ）外国看護師学校養成所の修業年限

2年以上

ウ）外国看護師学校養成所卒業までの修業年限

11年以上、又は同等と認められる者

（2）教育科目の履修時間

履修時間の合計が1,890時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）等に規定する基礎分野、専門基礎分野及び専門分野（臨地実習を含む。）の時間数を概ね満たすこと。

（3）教育環境

日本の准看護師学校養成所と同様以上と認められること。

（4）当該国の判断

当該国又は州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること。

（5）外国看護師学校養成所卒業後、原則として当該国の看護師免許を取得していること。

（6）当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同様の制度が確立されていること。

（7）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること。

第5 申請書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を青森県健康福祉部医療薬務課医務指導グループへ提出すること。

- (1) 青森県准看護師試験受験資格認定願（様式1）
- (2) 本人確認書類（次の①から④までの書類のうち、いずれか一つ）
 - ①住民票（本籍（外国籍の者の場合は国籍等）が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。）
 - ②在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）
 - ③戸籍抄本又は戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る。）（申請前6ヶ月以内に発行されたものに限る。）
 - ④旅券（外国籍の者に限る。）
- (3) 医師の診断書（様式2）（日本の医師資格を有する者により、申請前1ヶ月以内に発行されたものに限る。）
- (4) 外国で取得した看護師免許証の写し
- (5) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書又は卒業証明書の写し
- (6) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目及び時間数を明らかにした書類（教育課程、シラバス等）（当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。）
- (7) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表4における教育内容及び履修時間と卒業した外国の看護師学校養成所の教育内容及び履修時間の対照表（様式3）（教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野の別がわかるように記載すること。また、講義と臨地実習を区別すること。）
- (8) 卒業した外国看護師学校養成所のパンフレットその他の書類（卒業した看護師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可された証明のあるものに限る。）
- (9) 日本の中学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N1 認定書と成績書の写し、又は認定結果及び成績に関する証明書
- (10) (1)～(9)までの書類のほかに、必要に応じて提出を求める場合がある書類
 - ①外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
 - ②卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書（様式4）（卒業当時の状況を記載し、「年月日時点」の日付もその当時のものであること。なお、他の書類により施設現況書に相当する内容を証明できる場合、省略可能である。）
 - ③看護師免許取得に関する根拠法令の関係条文の抜粋（法律の目的、資格の定義、免許、欠格事由、籍の登録、免許の交付及び免許証の付与（更新）、免許登録の要件、免許取り消し又は業務停止処分の手続き、国家試験の受験資格、看護師の業務制限、養成校の規定・基準、養成機関の入学資格等について記載されていること。）
- (11) 青森県准看護師試験受験資格認定申請書類等チェックリスト（様式5）（事前に提出書類の内容をチェックすること。）

※ 書類作成上の注意

- [1] 提出書類の部数は各1部である。
- [2] 提出書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。翻訳中の固有名詞も含めて全て日本語（ひらがな、カタカナ、常用漢字）で記載すること。
- [3] 書類の記載は、日本語による書類は日本語で記載し、原語による書類は原語で記載すること。
- [4] 提出書類内で共通する固有名詞の表記は統一すること。
- [5] 外国籍の者の氏名についてはアルファベット表記とすること。（参考として原語の併記可）
- [6] 日本国籍の者の氏名は日本語（漢字、ひらがな、カタカナ）表記とすること。
- [7] (1)、(3)、(7)、(10)の②及び(11)は所定の様式によること。なお、(1)の所定の様式は、以下の記載内容を含む。
 - ・青森県准看護師試験受験資格認定申請理由書
 - ・履歴書
 - ・写真
- [8] (4)～(8)及び(10)については、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において、提出書類及びその日本語訳の両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。当該国の大使館、領事館という記載については、外国に所在する日本国の大使館及び領事館ではないので注意すること（公証役場の宣誓認証を含む）。
- [9] (4)～(6)、(8)及び(10)の①の書類については、各原本を持参すること（原本は照合後に返還する。）。
- [10] 外国の看護師学校養成所が統合等によって名称を変更している場合は、現存の看護師学校養成所の施設長の証明を用意すること。また、廃校している場合は、看護師学校養成所を管理している国や州政府等に問い合わせ、必要書類を準備すること。

※ 申請時の注意

- [1] 認定申請（申請書類の提出）は必ず申請者本人が行うこと。郵送、代理による申請は受理されないため、直接本人が持参すること。
- [2] 申請書類の提出の際は、必ず電話で事前予約を行うこと。予約をせずに来課した場合、原則として対応しないので注意すること。
- [3] 書類に不備があった場合は受理できず、再度来庁が必要となるので注意すること。なお、不備があった場合は書類の再提出が必要となるが、再提出であってもその期限は申請締切日であるため注意すること。
- [4] 申請時、申請書類以外に身分証明書（旅券又はマイナンバーカード・運転免許証など日本国の公的機関が発行した書類）、印鑑、筆記用具を持参すること。

（附則）

この要領は、平成25年7月8日から施行する。

（附則）

この要領は、令和2年8月3日から施行する。

（附則）

この要領は、令和3年7月16日から施行する。

（附則）

この要領は、令和5年7月28日から施行する。